

ID: 243

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	公認業者の継続指定の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町排水設備等工事業者に関する規程 第6条		
<b>例規番号</b>	令和元年企業管理規程第1号		
<b>【基準】</b>			
<p>第6条の規定による。 (継続指定の申請等)</p> <p>第6条 公認業者は、前条第3項の有効期間満了後引き続き指定を受けようとするときは、その満了の30日前までに排水設備等工事公認業者継続指定申請書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 指定期間中の工事経歴書(様式第2号)</p> <p>(2) 納税証明書(個人の場合は居住地の市町村税に、法人の場合は店舗等所在地の市町村税に未納がないことを証明するもの)及び資産証明書</p> <p>(3) 従業員名簿(様式第3号)</p> <p>(4) その他管理者が必要と認める書類</p> <p>2 管理者は、前項の申請があったときは、第5条第2項の規定を準用する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日